

令和6年能登半島地震で被害を受けられた皆さまへ

被害の大きな建物の公費解体申請に係る必要書類が簡素化されます

公費解体を申請する建物の状態が、次のような場合には、申請に係る相続者等の同意書が不要になります。

●り災・被災判定が『**全壊**』、かつ以下のいずれかに該当※

㊦建物全体が倒壊又は流失



㊧建物全体が傾き、自立できていない



㊨建物の下層階全体が圧潰



㊩建物の壁がなくなり柱だけになっている



※建物の状態は、建物所有者等の申告により、市が確認します。

窓 口：珠洲市民図書館 特設ブース

時 間：8時30分～18時00分（土日祝含む）

必要書類：り災・被災証明書、建物の写真、配置図

問い合わせ先：公費解体専用ダイヤル 080-7974-1737
080-7046-1827

珠洲市の公費解体はここが変わります!

●これまで

被災した家屋等に相続人や共有者がいる場合、
全員の同意が必要。

●これから

被害の状況等に応じ、

①建物性がないと判断できる場合 → **同意書が不要に!**

②建物性があると判断できる場合のうち、

・ 下記の条件に合致する → **宣誓書の提出により、同意書が不要に!**

・ 下記の条件に合致しない → 従来どおり、同意書が必要
または

自費解体償還制度をご利用ください!

[宣誓書の条件]

- ・被災家屋等を取り壊さないと周辺に損害を与える恐れがある
- ・相続人や共有者等に意向を確認したが返答がない など
相続人や共有者等から異議が出る可能性が低い場合

建物性の確認
(表面参照)

①建物性がない

同意書が不要

②建物性がある

下記のいずれか

[宣誓書の条件に合致する]

→ **宣誓書の提出**

[宣誓書の条件に合致しない]

→ 全員の同意書を取得

→ 自費解体の償還制度

上記のほか、自費解体償還制度につきましては、相談・受付窓口
または珠洲市環境建設課へお問い合わせください!